

令和6年度

大阪市立男女共同参画センター中央館「ひと（人・一）棚ギャラリー」実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪市立男女共同参画センター中央館（クレオ大阪中央）が、男女共同参画社会の形成に寄与する業務のうち、地域において男女共同参画をめざし活動する団体・グループを支援する事業の一環として、「ひと（人・一）棚ギャラリー」事業（以下「当事業」という）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

（実施場所）

第2条 実施場所は、次の各号のいずれかでクレオ大阪中央の指定管理者（以下、「指定管理者」とします）が定めるところとします。

- (1) 交流サロンのチラシ棚（縦35cm×横17cm、最大40棚）
- (2) 情報図書コーナーのテラス前（長机1台：奥行き60cm×横150cm、パネル1枚：縦120cm×横180cm）
- (3) 情報図書コーナーの西側壁面（180cm×180cm、ワイヤフック（荷重5kg/本）3本程度）

（実施期間）

第3条 実施期間は、1か月以内でクレオ大阪中央指定管理者が定めるものとします。

（事業実施要件）

第4条 当事業の実施を申請する団体・グループ（以下「申請団体等」という）は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たすものであることを要件とします。

- (1) 大阪市内に活動拠点をもち団体・グループであること
 - (2) 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下でない団体・グループであること
- 2 実施事業は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たし、かつ指定管理者が共同で実施することが適当と認めるものであることを要件とします。
- (1) 利用者・性別や年齢を問わず アートを楽しめる
 - (2) 入場料を徴収しないこと
 - (3) 特定の者の利益となる宣伝や活動または政治活動、宗教活動として行われるものでないこと
 - (4) 公序良俗に反するものでないこと

（申込手続）

第5条 申請団体等は、申込書（様式第1号）を指定管理者に提出するものとします。

- 2 指定管理者は、申込書の記載事項に不備等が認められる場合は、申請団体等に補正を求め又は申請を拒否するものとします。

（審査）

第6条 指定管理者は、申請された申込書を選考シートに基づき審査し、事業内容が適当と認めるときは、「ひと（人・一）棚ギャラリー」事業として採用するものとします。

- 2 前項の採用にあたって、指定管理者は条件をつけることがあります。
- 3 指定管理者は、前項の審査結果について、採用通知書（様式第2号）または不採用通知書（様式第3号）により、申請団体等に通知するものとします。

(事業内容)

第7条 「ひと(人・一)棚ギャラリー」事業として採用された事業を実施する申請団体等(以下「実施団体等」とする)は、当該事業の開催にかかる広報物(チラシやホームページ)等には、実施館の協力であることを明示するものとします。

2 実施団体等は、広報物を作成するときは、あらかじめ指定管理者と協議するものとします。

(損害賠償責任)

第8条 事業の実施によって生じた損害賠償の責任範囲については、双方協議の上決定します。

(事業内容等の変更)

第9条 実施団体等は、申込書または採用通知書に記載した内容に変更があるときは、直ちに指定管理者に申請し、承認を得るものとします。

2 前項の変更は、当初の事業との同一性が認められる範囲の変更に限ります。

(採用の取消し)

第10条 指定管理者は、第6条における採用後、申込書の内容に虚偽の事実があったときまたはこの要綱または指定管理者がつけた条件に違反したことが判明したとき、その他展示ギャラリー活用事業としてふさわしくないと指定管理者が認めるときは、当該採用を取り消すことがあります。

2 指定管理者は、前項の採用の取消しについて、採用取消通知書(様式第4号)により、実施団体等に通知するものとします。

(報告)

第11条 実施団体等は、申込書(様式第5号)を、事業終了後1週間以内に指定管理者に提出するものとします。

(遵守事項)

第12条 実施団体等は、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 承認された事業目的から逸脱しないこと
- (2) 使用のための諸準備、案内等は実施団体等が責任を持って行うこと
- (3) 展示作品等の管理については、実施団体等の責任において行うこと
- (4) 指定管理者に展示前及び展示後の作品を預けないこと
- (5) 終了後は、使用場所を原状に復すこと
- (6) 施設や他の設備に悪影響を与えるおそれのあるものは持ち込まないこと
- (7) 事故が発生した場合は、責任を持って対応し、必ず指定管理者に連絡すること
- (8) 実施場所で作品や物品等を販売しないこと
- (9) 会員の募集については、実施団体の責任において行うこと。
- (10) その他指定管理者の指示に従うこと。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行します。